

# 刈 払 機

## 刈払機取扱作業安全衛生教育 の開催について

一般社団法人 会津労働基準協会 会長

近年、刈払機は、林業のみならず造園業や建設業など幅広く利用されておりますが、刈払機を使用した作業は立ち姿勢や歩行、機械の運搬等を伴うものであり、重労働で、刈刃に接触した災害も多く発生いたしております。

今般、厚生労働省では「安全衛生教育の推進について」の通達に基づき、標記教育を特別教育に準じた教育と位置づけ実施要領を定め、対象労働者に積極的に受講させるよう勧奨しております。

つきましては、下記要領で標記教育を開催いたしますので、該当者を受講させますよう特段のご配慮を図られたいご案内申し上げます。

### 記

- 日 時 令和6年5月27日（月） 8:50 ～ 15:15 (学科・5H)  
15:15 ～ 16:30 (実技・1H)
- 会 場 学 科 アピオスペース  
会津若松市インター西90番地 TEL0242-37-2801  
実 技 同上
- 受講資格 なし
- 講習料 会 員 10,500円 (受講料 7,700円 + テキスト代 2,800円)消費税込  
非会員 12,700円 (受講料 9,900円 + テキスト代 2,800円)消費税込
- 定 員 70名 (定員に達した時は締切日前でも締め切りますので、電話等にて予約をお勧めします)
- 受付開始日 4月9日(火)から予約及び受付開始します。
- 締切日 5月9日(木)までに申し込み及び講習料の支払いをお願いします。
- 申込要項 申込書に講習料を添え、(1)～(3)のいずれかの方法にて申込下さい。なお、講習料の納付について、銀行振込を希望される方は下記口座をお願いします。
  - 申込書をFAXし、講習料を締切日まで協会に持参又は振込
  - 申込書と講習料を締切日まで協会に持参
  - 申込書と講習料を締切日まで現金書留で郵送
- 振込先 東邦銀行 会津営業部 普通預金 No.9653 一般社団法人 会津労働基準協会  
(振込手数料は、ご負担願います)
- 申 込 先 一般社団法人 会津労働基準協会 〒965-0872  
会津若松市東栄町2-18 電話 0242-27-8511 FAX 0242-27-8609
  - ※1 遅刻・早退・一時退出者は、いかなる理由があっても認められませんのでご注意ください。
  - ※2 実技も実施いたしますので作業衣・軍手・雨具(カッパ)等を持参してください。  
(刈払機は当方で準備します)
  - ※3 申込後当日出席不可能となった場合の受講料は、5月13日までに連絡があれば全額を、前日までは半額を返金いたしますが、当日連絡は返金致しません。

刈払機

刈払機取扱作業安全衛生教育講習  
受講申込書

個人

受講者 1	フリガナ		※ 受講番号
	氏名		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	住所	〒 _____ _____ TEL FAX	

受講者 2	フリガナ		※ 受講番号
	氏名		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	住所	〒 _____ _____ TEL FAX	

令和 年 月 日  
一般社団法人 会津労働基準協会 長 殿

個人で申込みの方は記入不要です。

勤務先	名称	
	所在地	〒 _____ _____ TEL FAX
	担当者氏名	

- 個人として申し込む方は、上部の[個人]を○で囲んでいただければ、勤務先は記入不要です。
- ※欄は記入しないでください。
- 会員・非会員 及び 申込方法に○印を付して下さい。

会員・非会員	1. 申込書をFAXし、講習料を締切日まで協会に持参 2. 申込書をFAXし、講習料を締切日まで振込 3. 申込書と講習料を締切日まで協会に持参 4. 申込書と講習料を締切日まで現金書留で郵送
--------	---